

海部郡の旧刹（麻寺もふくめて）はたいたい天台系で、鎌倉時代以降禪宗になつたものが多い。遠伯氏も大神一族であるから、天台、真言などの旧仏教を信奉したが、大友時代になつてしまつたに大友氏の禪宗する禪家に衣替えした。菩提寺と伝える龍護寺や、堅田の我淨寺がそれだ。神護寺、燈明寺（長松山）、法音寺は天正末期まで天台を称し、毛利藩政となつて改宗したものである。山上寺については、春好の行法から天台系が真言系と思おれるが、伝説上の寺院だけに類推の域を脱し得ない。

（かわり）

研究

御年貢米等割賦目録

——海村羽出浦にある庄屋文書——

贊助会員 安部弥右衛門

成年御年貢米并萬出米割賦目録

一、毛付高 八石五斗三升三勺七才 羽出浦
 納米 六石七斗三升三合 高免 六つ五歩
 此口米 四升二合
 納米合 六石七斗七升五合
 外口
 四升三合 吉野羊太夫殿 給米
 萬代米被下シ置候分、その時々割賦仕り
 相渡シ申候

古割賦 安永元辰年より
 勺丈は引き申候

高 七斗三升七合四勺九才	安右衛門
一 米七斗九升二勺	
高 七斗三升七合四勺九才	源 四郎
一 米四升五合七勺	
高 三斗四升三合	金 二郎
一 米八升九合六勺	
高 七斗六升八合三勺四才	甚 兵衛
一 米四升三合八勺	
高 六斗一升八合三勺四才	久 七
一 米五升六合七勺	
高 六斗一合	吉良兵衛
一 米五升二合三勺	
高 三斗四升九合六勺六才	吉 二 良
一 米九升九勺	

高 一斗八升七合

一斗四升八合六勺
源 左衛門

高 一斗五升六合三勺四才

一斗六升六合六勺
兵衛

高 一斗三升六合六勺六才

一斗三升五合五勺
右工門

高 七升四合六勺七才

一斗一升九合四勺
源 兵衛

高 二斗三勺三才

一斗五升二合八才
伊 八

高 三斗六升六勺二才

一斗七升五合二勺
基 九郎

高 一斗五合

一斗二升七合三勺
幸 吉

高 四斗二升八合

一斗七升七合三勺
大 良兵衛

高 一斗四升三合二勺二才

一斗三升七合三勺
政 古衛門

高 二斗二升七合三勺七才

一斗五升九合老勺
伊 兵衛

高 一斗八升七合

一斗四升八合六勺
兵 次郎

高 一斗三升六合八勺

一斗二升六合八勺
勘 兵衛

高 一斗四升四合四勺

一斗四升四合四勺
源 水郎

高 一斗五升三合三勺三才

一斗三升九合八勺
源 休

高 三斗七升六合六勺六才

一斗八升二合三勺
賀 右工門

高 一斗四升二合四勺

一斗四升二合四勺
善 左工門

高 一斗二升四合三勺三才

一斗三升二合三勺
源 吉

高 五斗七升老合六合八才

一斗七升四升八合六勺
庄 七

高 八斗三升七合六勺七才

一斗三升七合六勺
吉 兵衛

高 一斗五升六合五勺

一斗四升七勺
安 左工門

右之通庄屋、地目付、惣百姓不踐立合吟味仕り、御軍貢米、諸出米割賦仕り、書面ノ通少ノ相違無御座候。刻名ノ印形仕り目録差上申候。依而為後日如件。

明和三年十二月

進上

庄屋
地目付
頭百姓

永年分五年迄新地御年貢米割賦目録

一毛附高 六石貳斗九升二合三勺四才 新地

納米 志石貳斗五升九合

此四米 貳升五合

納米合 志石貳斗八升四合

高 志石叁斗五升八合三勺四才

一米貳斗七升七合壹勺

治兵衛

高 志石四斗四升五合

一米四斗九升八合八勺

庄右五門

高 五斗八升

一米貳斗貳升八合四勺

源八

高 七斗四合

一米貳斗貳升三合六勺

庄兵衛

高 三斗三合

一米六升一合八勺

賀古五門

高 四斗六升壹合

一米九升四合一勺

安古五門

高 貳斗五升七合

一米五升二合四勺

源左五門

高 壹斗八升四勺

一米三升七合五勺

庄七

納米 志石貳斗八升四合

右之通庄屋地目付惣百姓不踐立合吟味仕候年貢米諸出米割賦仕書面之通少ノ相違無御座候。刻名之印形仕差上申候。依而為後日如件。

羽出浦庄屋 庄右五門

同 地目付 諸古五門

同 頭百姓 吉兵衛

同 頭百姓 勘兵衛

進上

成年舊出銀割賦目録

一銀貳玖九分 御願分割賦諸御儀新々人足給米共
一可拾六分 水大債銀

但大阪辻街小早御差登被遊候御座水夫債銀 御勘

定御差取之通上納御船頭中二相渡可申候

一 同 式拾四匁

九煎海鼠 四斤

一 同 南中拾目

年中御番帳御着代銀

一 同 三拾目

年中御用仕候、筆墨紙代銀

一 同 百半十目

所宿給銀(甚)

一 同 百五拾目

皆合給銀(甚)

出銀合 五百拾三匁志分

外二

以上代銀代米被下置候其時、割賦仕相渡申候

一 高 八石五斗三升五合

取

高切錢差除候分引

老石老斗六升四合三勺三才 庄屋庄右工門分

残高 七石三斗七升三合

組老石二斤

六拾九匁六分志重当り

高 四斗志升三合式勺式才

一 銀 式拾八匁七分六厘

諸 右 工 門

高 七斗三升志合四勺九才

一 同 五拾目九分式重

安 右 工 門

高 老斗四合三勺九才

一 同 拾式匁志分四厘

源 四 郎

高 老斗四升三合

一 同 式拾參匁八分八厘

金 二 郎

高 老斗六升八合三勺四才

一 同 拾老匁七分二厘

基 兵 衛

高 老斗志升八合三勺四才

一 同 拾老匁式分

久 七

高 式斗志合

一 同 拾三匁九分九厘

吉 郎 兵 衛

高 老斗四升九合六勺六才

一 銀 式拾五匁五分四厘

吉 二 郎

高 式斗五升七合六勺六才

一 同 拾七匁八分七厘

源 左 工 門

高 式斗五升六合三勺四才

一 同 拾七匁八分四厘

与 兵 衛

高 老斗三升六合六勺六才

一 銀 九匁五分式厘

右 工 門

高 七升四合六勺七才

一 同 五匁式分

源 兵 衛

高 式斗三勺三才

一 同 拾三匁九分四厘

伊 八

高 老斗六升六合六勺

一 同 拾老匁志分八厘

基 九 郎

高 老斗五合

一 同 七匁三分志厘

幸 吉

高 四斗式升八合
一銀 文拾九匁七分九リ

太郎兵衛

高 二斗七合三勺七才

一同 拾五匁八分三リ

伊兵衛

高 志斗四升三合六勺七才

一同 拾匁

政右五門

高 志斗八升七合

一同 拾參匁式リ

兵二郎

高 志斗三合志勺四才

一同 七匁志分八リ

勘兵衛

高 志斗七升志合

一銀 拾志匁九分

源二郎

高 志斗五升六合五勺五才

一同 拾匁九分

安左五門

高 志斗五升三合三勺三才

一同 拾匁六分七リ

源次

高 三斗志升六合六勺六才

一同 式拾式匁四匁

賀右五門

高 志斗六升三合

一同 拾志匁三分五リ

志左衛門

高 志斗式升四合三勺三才
一銀 八匁六分五リ

源吉

高 五斗七升志合六勺八才

一同 三拾九匁七分九リ

庄七

高 八斗式升七合六勺七才

一同 五拾七匁六分志リ

吉兵衛

古之通在座地目付惣百枚不銭立合吟味依出厭割賦書之通
少茂相違無御座候 刻名二印形仕目録指上申候 依而
為二後日一如件

明和三年十二月

羽出浦庄屋 庄右工門

同 地目付 諸右工門

同 頭百姓 吉兵衛

同 頭百姓 勘兵衛

進上

亥年萬出銀割賦目録

一銀 式匁九分 御領分割賦諸切銀

所々入足 給米共

安永三年

一銀 十六匁式分九匁 水夫債銀

但シ大阪近 小早御差登被遊候節 在木夫債銀

御勘定分 御差紙ノ通上納 御船頭中ノ相渡

可中候

一銀 貳拾四匁
安永三年

九煎海蔵 四斤

一銀 九十七匁

年中御番帳御有代銀

一銀 三十三匁

年中御用仕儀筆墨紙代銀

安永三年

町宿給銀

一銀 百六十目

皆合給銀

一銀 五十目

庄屋給銀

一同 貳百目

銀合 五百三匁五分九厘

一高 八石五斗三升五合

以上代銀代米被下置候、其時々朝賦仕相渡申候

皮 高切被差除候分引

四斗九升三合ニ夕ニ才 庄屋 諸古上門
残高 八石九斗二升七匁七勺ハ才

但し 老石ニ付 六十匁五毛
古昔亥年分庄屋替り如此候

(そ元がき)

(1) 成年御年貢米并に萬出米割賦目録を見れば、

一、毛付高八石五斗二升三勺七才に對しての
納米高八石九斗三升三合とあり

毛付高の約四分の一(ニ割五分)に當るが

(2) 未年分五年迄、新地御年貢米割賦目録に依り、

一、毛付高六石二斗九升貳合叁勺四才 新地
御米 老石貳斗九升九合とあり、

毛付高の五分の一(三割)に當るようた。

この時代米俵の年貢米は、毛付高の鈔五割(三分の二位)が通例であつたように聞いているので、古にらいては、可不審に思つたが、此の村には田地がなくて畑地ばかりで、麦と甘藷の他は耕作できなかった、毛付高は米でなく麦で定められてあるので、納米の際には、米一升計麦貳升の割合で納米額を算定したのではないかと思つていた。

と云ふが、次の成年萬出銀割賦目録では、納米に代えて銀で納めるよう、出銀目録を作製している。

それによると、高八石五斗三升五合から、庄屋左右衛門分老石七斗六升余を控除した、残高七石三斗七升三匁に對して、一石を六拾九匁六分毫厘の割合で出銀額と算出してゐるようである。

一石の代価は金一兩といわれていたが、この目録はそれよりも一割五分位高い。参考 亥年萬出銀割賦目録には、高八石九斗二升七匁七勺ハ才に對して、一石につき六十匁五毛と記してある。

そしてこの運上額は、各人の持高金額に對して割り当てられてゐるので、目録通り出銀すると、農民は各自の持高金額の米代を出銀するという変な結果になるが、この目録は藩庁に送達された後、藩庁で適当な運上額を定め、改めて出銀を指令したものであつた。

また運上に、米考を以てせず、銀を納めさせていた理由は何であらうか。當時の漁村には自家用で消費する麦も、余る程收穫出来ないので、便宜上銀を運上させていたまゝであらう。

この文書は、明和三年十二月に作成してゐるので、翌明和四年から始まり、天明、寛政の各年代迄断絶的に起つた凶作、飢饉との関連はどのようになつていつたものであらうか。

①「町宿給銀」 当時各浦々の用件のため、城下町に出で来た時の不便と少くするために、相談して定めていた町宿に對する謝礼を、藩庁から支給して貰つていたものと考へる。

その給銀は、その浦々から藩庁に送る運上銀の中から控除するような方式をとつていたようである。

明治時代になつても、この町宿はまだ残つていた。浦前から来る舟着場に近い船頭町の浜丁あたりには、羽出宿、中越宿、舟宿などという家があちこちにあった。

これは亦々宿の類ではなく、普通の町家であつた。浦々から城下町に出る来客が一時休息したり、荷物を預けたり、時には泊めてもらうこともあつたであらう。

明治年代には、表、甘藷などを新落から贈つていたようであつたが、明治二十五年頃以降無くなつたように思ふ。

②「皆令」 時には「間閣」とも書いてある。庄屋さんの書き役をしていた人であり、庵寺の僧又は神社の堂守の如き身分の人が當つていたのではないかと考へられる。(おわり)

尚序で佐伯史談第七十五号に掲載する筈の延、敏而の都合から割愛した。田畑永代売禁令を犯した時の処分を左に追記します。

田畑永代売御仕置

- 一、売主、牢舎の上追放。本人死に候時は子同罪。
- 一、買主、過急牢。本人死に候時は子同罪。但し、買戻田畑は売主の御代官又は地頭へ之を取上ぐ。
- 一、証人、過急牢。本人死に候時は子に構ひなし。
- 一、貸取取り候者、作り取にして、貸に置き候者より年貢後相勤め候得ば、永代売同罪の御仕置。但し、親類

（雙）という。

古之通田畑永代売停止の旨被ニ仰出ニ候。

寛永二十年の田畑永代売禁令から、八十年経つた吉宗の時代には、この禁令も有名無実になつていた。売買は出来なかつたが貸入れの形式は認められていたから、貸流れしてしまふと結局売買とおなじで、田畑の移動兼併は行われていたことである。

(以上)

研究

梅牟礼城の作事について

一 中世山城の構築についての考察

会員 小野 英 治

中世の山城である梅牟礼城の作事、つまり建築物方面の事については、現在これを知ることが非常に困難である。

梅牟礼城址の現状では、石垣や礎石と覺しきもの等全く残してないし、当時の絵圖(城郭と主とした)、あるいは城郭の模様を伝える古文書等もないから、往時の姿を知る事が不可能視される。

しかし、はたして佐伯氏時代は於ける、梅牟礼城の復元が不可能であらうか。私は次のような事から、ある程度の復元が出来ないのでないかと考へている。

日本の中世城郭には、いろいろと類似点があり、ほぼ同時代の他の城郭絵圖、文獻、梅牟礼実録等より一応参考資料となるし、さらに現況、発掘等によつても、概略当